



# 商工經濟研究

第十三卷 第一號

(昭和十三年  
二月十五日發行)

## 制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義(四)

清水谷 隆 寛

### 五

明治九年の國憲起創勅語に依つて第一段階に入つた憲法制定の準備過程は、明治十四年の國會開設勅諭に依つて第二の段階に入つた。従來は唯漠然と約束され、準備されてゐたに過ぎぬ憲政は、之に依つて實施期が確約され、此の時より眞摯に準備に著手されたからである。國會開設の勅諭といふのは次の通りである。

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ無シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン

願ルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ舉ケ洪深

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

ヲ引メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公布スヘシ若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スルモノアラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス。

奉 勅

太政大臣 三 條 實 美

此の段階に於ては憲法解釋の資料となるものが頗る多い。中でも最も重要なものは、上掲勅諭の煥發を促進し、將來の憲法の内容を確定した十四年の政變である。

十四年の政變といふのは、政府が明治二年以來巨額の國費を注ぎ込むで造り上げた北海道開拓使の所有地建物、艦船製造品等を、僅かに參拾八萬圓、それを無利息の三十年年賦で關西貿易商會に拂下を許可した事件に對し、露々として起つた學國的反對を、大隈一派の政府顛覆陰謀なりとして彼等を政府より放逐した事件である。併し、この拂下問題は、實はこの政變を捲き起した誘因に起きないので、その原因は、嚮に大隈が有栖川左大臣の宮を通して上呈した「奏議」にある。一言を以て表せば、大隈を除く諸參議等は、憲政の實施期並其の内容に關し、大隈と所見を異にし、大隈は、開拓使官有物拂下問題を利用し、政府を顛覆して、「奏議」に含まれた自己の意見を行はんとするものだと思へたのである。「奏議」並政變の經緯は次の通である。

是より先、元老院は命を受けて憲法の草案を起草した。しかし、岩倉等は之に不満であつたので、政府自らの手に於て憲法を起草すべく着々準備してゐた。然るにその方針すら未だ定まらざるに當り、民間の運動は彌々熾烈となつて來た。此處に於て政府も愈々自らの意見を確立するの必要を感じ、天皇に上奏し諸參議をして其の意見を上らしむることにした。諸參議は御諮詢に應じ續々意見を上つた。ところが大隈獨り意見を上らないので、天皇は有栖川宮を通じて督促せしめられた。すると、大隈は「御前に召された時に親しく言上する」と言つて、文書に依る意見の開陳を回避した。併し、天皇は之を聽させ給はなかつたので、已むなく意見書を草し、十四年三月宮を通して之を上つた。是が「奏議」である。

奏議の全文は後掲の通であるが、その要旨は次の諸點にある。

一、國議院の開立は時機既に熟せるを以て、速に開立の年月を布告し、憲法の制定及議事堂の創築に着手せらるべきこと

一、憲法は宸裁を以て制定せらるべきこと

一、憲法は十四年中に制定し、同年末又は十五年首に公布せらるべきこと

一、議員は十五年末に撰擧し、國議院は十六年首を以て開立せらるべきこと

一、議院内閣制に依り、國議院に多數を占むる政黨の首領を以て内閣を組織せしめらるべきこと

一、參議、各省卿、輔、諸局長、侍講、侍從長等を政黨官、其の他を永久官とし、政黨官の外議員を兼ねしめ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

一、現内閣を以て一政黨を組織し、國議院開立の年月公布後に於て、速に施政の主義を定めらるべきこと

大隈はこの奏議を有栖川宮に託するに當り、奏覽前は何人にも示さざるべきことを以てしたが、宮は一讀後事の重大なるに驚き、之を三條と岩倉に示したる後、御前へ上られた。示された三條や岩倉の驚いたことは無論である。そこで、岩倉は三條と相談の上、右奏議の取下げを願ひ、伊藤に之を見せしめた。伊藤は之を見て極度に憤慨した。伊藤が何故かう憤慨したかは明かでないが、彼が岩倉に送つた書簡、岩倉の「座右日歷覺書」等より推論すると、伊藤の腹は恚うでもあつたらうかと思はれる。

「大隈は十四年末迄に憲法を制定し、十六年首には議會を開設しようとしてゐるが、國體の何たるかをも辨へず、外國の憲法をその儘採り入れて、躁急に憲法を制定せんとすることには、絶対に同意出來ない。それも初めより意見の相違といふのなら已むを得ないが、爰に自分が自分の建議を彼れに示した際には、彼れは自分に同意の旨を答へて置きながら、今密かにかゝる奏議をする。是は自分に對して情義を破るものである。自分は大隈の意志のあるところを諒解するに苦しむ。若し大隈が何處迄も自分の主張を行はんとするならば、共に廟堂に立ちて事を行ふことは出來ない。」

兎も角、伊藤は憤激して岩倉に辭意を表明した。併し、此の時は三條岩倉の仲裁もあり、大隈も伊藤に面會して他意なきを述べたので、伊藤も辭意を翻へし共に國事に力を致すことゝなつた。

註(一) 伊藤博文の岩倉に送りたる書簡(岩倉公實記下巻七〇〇頁)

「……大隈此節之建白熟讀仕候處實ニ意外之急進論ニテトテモ魯鈍之博文輩驥尾ニ隨從候事ハ出來不申且亦現今將來之大勢ヲ觀察仕候主眼モ甚相違仕候讀歴史歐洲之沿革變故之迹ヲ想像スルモ博文力管見ニテハ彼建白ニ載スル所ノ如ク成績ヲ容易ニ被得候モノトハ不存候到底如斯ニ大隈之眼目背馳候上ハ實ニ遺憾且恐縮之至ニ御座候へ共當官御免ヲ奉願候外幾回熟考仕候而モ手段無御座候……」

註(二) 座右日歷覺書

「余思フ事アリ再ヒ問フ足下ノ主義ハ伊藤ノ論ト異同如何ン大異ナシト答フ其翌日伊藤ヨリ條公ニ向テ曰ク大隈建議内見ヲ以テ示サルト雖トモ默スルヲ得ス如何トナレハ彘キニ我建議ヲ同氏ニ示シ意見ノ異同ヲ問フ同意ノ旨ヲ以テ答フ然シテ今此主義ヲ以テ密ニ建言ス同氏斯ノ如キ主義ヲ以テ行ハントスレハ共ニ廟堂ニ立テ事ヲ行フ共將來ノ目的更ニ相立難ク且說ノ異同ノミナラス同氏甚タ情義ヲ破ル自ラ職ヲ云々タル大ニ憤怒ノ語氣アリト條公ヨリ之ヲ聞ク」

ところが、小隈を得たのは束の間で、開拓使官有物拂下問題が起るに及んで問題は再燃した。

初め此の問題に對する攻撃が起つた際には、大隈は聖駕に扈從して東京に居なかつたが、この時政府攻撃の中心をなしたものは慶應義塾の出身者達であり、此の連中は平素より大隈の門に出入し、前の奏議の際にも此の連中の意見が加つて、彼れの憲法論が生じたのであつた。(彼の奏議を起草した者は彼等の中の一人たる矢野文雄であつた)そこで騒ぎが大きくなるに従つて、これは大隈が民間の政客を煽動し、内外呼應して此舉に出たものと考へらるゝに至つた。即ち薩長の勢力——憲法上の漸進主義者——を驅逐して自己の意見を行はんとする大隈の

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

陰謀であると考えられた。

事實はどうであつたか明かでないが、兎も角、新聞の論調は激越となる。各所の演説會は彈劾の氣勢を擧げる。遂には政府の御用新聞記者である福地源一郎さへ、新富座で政府攻撃の大演説をする迄に至つた。さうしてそれ等の論調は、國會の開設なき爲、藩閥が斯くの如き勝手な振舞をするのだといふにあつた。さなきだに國會願望運動に脅へて居た政府は此の攻撃に遭ひ二重の脅威を感じるに至つた。それ許りではない。流言は頻りに飛んで、大隈等は今にも暴動を起すとさへ風説されるに至つた。假りにさうでないとしても、かの激昂せる民衆の昂奮は何時何如なる形式で爆發するかも知れない。其の民衆はといへば、人權論を信奉し、民主主義に徹底せる甚だ危険な存在である。政府が狼狽したのも無理はない。當時參議の一人たる黒田清隆が岩倉に送つたとされてゐる書簡の一節に次の如き文字がある。

「實に國體に關する無此上危急之場合に而苦慮罷在申候……返すくも姑息之情義に惹かれず斷然たる御處分無之候而は臍を嚙とも不被爲及(尾佐竹日本憲政史二九二頁收録)

同じ様に政府の狼狽さ加減を傳へたものとしては尙次のものがある。

當時の政變は政府人の發狂とでも云ふやうな有様で私(福澤諭吉)は其後岩倉から度々呼びに来てソツト裏の茶室のような處で面會主人公は何かエライ心配な様子で此度の一件は政府中實に容易ならぬ動搖である。西南戰爭の時にも隨分苦勞したが今度の始末はソレよりも六かしいなかと話すのを聞けば餘程騒いだものと

察しられる。(福翁自傳尾佐竹日本憲政史二九三收録)

兎も角政府當局の眼には今回の事件は西南戦争以上に映したのである。

斯うなると政府はもう夢中である。政府は東北より御還幸の車駕を千住驛に奉迎して形勢を言上し、十月十一日御還幸即夜御前會議を開催して大隈參議免黜、國會開設勅諭、開拓使官有物拂下處分取消等の件を議した。此の中大隈の免黜方法については議容易に決しなかつたので、有栖川宮と岩倉の發議により、國會開設の勅諭と開拓使官有物拂下處分取消の件のみを議決し、大隈に對しては伊藤と西郷(從道)より辭職を勸告することになつた。大隈は即夜兩人よりの辭職勸告を受け辭表を提出した。翌十二日には上掲の國會開設の勅諭が煥發され、二十一日には太政官職制を改正して、參議と各省卿との兼任を復舊し、又別に參事院を置いて閣員を交迭し、此處に薩長中心の純一内閣が成立した。是が所謂十四年の政變である。

以上を念頭に置いて十四年の政變が持つ憲法解釋の資料としての價值を考察して見たい。

此の政變は政治上より見れば大隈の放逐に依る政府の純一化、岩倉を背景とす薩長勢力の確立であつた。ところが大隈を除く他の諸參議及大臣は憲法理論の上に於ても一致の意見を抱懷し、大隈獨り異なる意見を持つて居るのであるから、此の政變は憲法理論の上から言つても、政府の純一化であり、將來に對する憲法制定方針の確立であつた。而も岩倉を背景とする薩長内閣は其の後も政權を掌握し、岩倉の歿後に於ては、伊藤、黒田等が首班として薩長内閣を相續してゐる。その伊藤は前には憲法準備の爲歐洲に派遣を命ぜられ、後には大命を奉じ、

首相樞相等を歴任しつゝ憲法の制定に當つてゐる。政變に因りて決定せられたる方針が制定の時に於て變更せられて居たと見るべき根據は何處にもない。此の意味に於て、十四年の政變は憲法解釋の資料として重要な意味を持つて來る。

では如何なる方針が政變に依つて決定せられたか。制定方針の公に表明せられたるものは、勿論上述の「勅諭」である。併し、是は、どうかと言へば、抽象的である。其の具體的なる内容を知らんとせば尙他の材料に依らねばならぬ。私はかゝる材料として國會開設勸諭煥發の前夜諸參議が連署進奏した意見書を挙げ度いと思ふ。

意見書は可成長文である。其の中憲法理論に關する部分を擧げると次の通である。(岩倉公實記下卷七七六一—七七七八頁)

憲法ヲ定ムルノ標準ニ至テハ臣等竊ニ以爲ク建國ノ本各源流ヲ殊ニス彼ヲ以テ此レニ移スヘカラス祖宗基ヲ創メ傳フルニ神器ヲ以テス民ト之ヲ守ル萬世不易ノ道ナリ陛下時機ヲ照鑒シ古今ヲ變通シ將ニ政權ヲ分テ之ヲ衆庶ニ公ニセントス蓋實ニ祖宗ノ遺烈ヲ掲ケ懿訓ヲ廣ムルニ過キサルナリ、今民間政談ヲ爲ス者ヲ視ルニ好テ歐米詭激ノ說ヲ主張シ國體ノ何タルヲ願ミサル者往々之レ有リ臣等實ニ之ヲ危ム竊ニ願クハ憲法ノ成各國ノ長ヲ採酌スルモ我國體ノ美ヲ失ハス廣ク民議ヲ興シ公ニ衆思ヲ集ムルモ而モ我皇室ノ大權ヲ墜サス乾綱ヲ總攬シ有極ヲ建立シ以テ萬世不拔ノ基ヲ垂レンコトヲ臣等又竊ニ按スルニ、立憲君治ノ國其ノ以テ基趾ヲ鞏固ニスル所抑亦道アリ一ニ曰元老院ノ設置族老成ノ組織スル所タリ二ニ曰陸海軍ハ帝王ノ親ヲ統帥スル所タリ

蓋國ニ上下兩議院アルハ車ノ兩輪アルカ如シ而テ元老院ハ將ニ以テ下院ト並ヒ立チ其平衡ヲ持シ急變激進ノ弊ヲ防キ永遠憲法ノ保障王室ノ輔翼タラントスルナリ現ニ我カ元老院ノ設儀カニ其端ヲ啓キ而テ未タ其實ヲ擧クルニ至ラス今宜ク其組織ヲ一變シ之ヲ更張スヘシ其概略左ノ如シ

第一 皇族滿十八歳ニ至レハ元老官ニ列シ任期ヲ限ラス

第二 華族爵位ノ例ヲ設ケ有爵ノ貴族トナシ其優良ヲ拔キ任期ヲ定メテ元老官ニ勅任スヘシ

第三 士族ノ封建武門ノ世ニ於ケル平民ノ上ニ位シ教育素ヨリ氣節有爲ノ人多ク其間ニ出ツ是レ宜ク貴族ノ一部タルヘシ今其中ニ拔キ之ヲ榮用シ華族ト俱ニ元老ニ列セシメ其報效ヲ收ムヘシ但之ヲ採ルノ法ハ同族ノ公選ニ於テシ一府縣各若干人ヲ擧ケシメ其任期ニ至テモ華族ニ比スレハ亦較短縮ニ就クヘシ

第四 文武官ノ勳舊ニ採ルハ仍舊貫ニ仍ル陸海軍制ニ至テハ蓋シ天子ハ兵馬ノ元帥ニシテ軍人ハ王室ノ爪牙ナリ故ニ軍人タル者純ラ國ヲ愛シ君ニ忠ナルノ義アリテ黨ヲ結ヒ政ヲ議スルノ權アルコトナシ今宜ク其紀律ヲ制シ陛下又親ラ之ヲ鼓舞振作シ其義方ヲ示シ其レヲシテ傳ヘテ習風ヲ成シ以テ永ク國家ノ干城ヲラシムヘシ

之によると、天皇が新に立憲制を採用されんとするのは、祖宗の遺烈を掲げその懿訓を廣めんとせらるゝに過ぎない。従つて、各國の長を採酌するも、國體の美を失ふ如き制度は、之を採用せざること、殊に近時民間に流布せらるゝ詭激なる理論は之を採用せざること、具體的に言へば統治權は天皇之を總攬し、議會は立法に關し參與

の權能を有するに過ぎざるものとなすこと、議會は二院制となすこと、その上院は皇族華族士族國家に勳勞ある者を以て組織すること、軍隊は天皇の親率せらるゝところとなすこと、要するに立憲制を採用するも大權を失墜せしむることなからしむること、是か意見書の要旨である。即ち意見書に表はれた立憲主義は、「奏議」に表はれた英國式自由主義と異り、又民間流布の佛蘭西式民主主義とも異り、獨逸式の、否純日本式の君主主義である。

併し、意見書はどうかと言へば尙抽象的である。政變によつて決定された制定方針が意見書に表はれた以上に於て如何なる内容を持つてゐたかは更に別の材料に依つて知られねばならぬ。私は斯様な材料として、上述諸參議の憲法建議中の一篇、大隈の奏議と十四年七月に奉呈した岩倉の憲法制定に關する意見書とを擧げ度い。

大隈の奏議は十四年の三月に奉呈されてゐる。其の内容は次に述ぶる通であるが、十四年の政變の主因であり、政變に依つて決定した方針と對蹠的關係に立つものであるから、左にその全文を擧げて見よう。

臣謹テ案スルニ根本立テ而テ枝葉榮ヘ大綱ヲ擧テ而テ細目定ル今日ノ政務ニ於ケル應ニ立ツヘキノ大綱有リ今ヤ廟議方ニ明治八年ノ聖勅國議院設立ノ事ニ及フ則チ意見ヲ論述シテ以テ進ム垂鑒採納ヲ賜ラハ何ノ幸カ是ニ若カン臣重信誠惶誠恐頓首謹言

明治十四年三月

參議 大隈 重信

別紙

第一 國議院開立ノ年月ヲ公布セラルヘキ事

人心大ニ進テ而テ法制太ク後ル、トキハ其弊ヤ法制ヲ暴壞ス人心猶ホ後レテ法制太ク進ムトキハ法制國ヲ益セス故ニ其進ム者末ク甚ク多カラス其後ル、者稍ク少キノ時ニ當リ法制ヲ改進シテ以テ人心ニ稱フハ則チ治國ノ良圖ナリ

去歲以來國議院ノ設立ヲ請願スル者少カラス其人品素行ニ至テハ種々ノ品評アリト雖要スルニ是等ノ人民ヲシテ斯ノ如キ請願ヲ爲スニ至ラシムル者ハ則チハチ是レ人心稍ク將ニ進マントスルノ兆候ニシテ自餘一般ノ人心ヲ察スルニ其後ル、者亦甚ク稀少ナラントス然ラハ則チ法制ヲ改進シテ以テ國議院ヲ開立セラル、ノ時機稍ク方ニ熟スト云フモ可ナリ

又人心稍ク進シ法制稍ク後ル、トキハ人心ノ注著スル所一ニ法制ノ改進ニ在ルカ爲ニ夫ノ人民ニ緊要ナル外國ニ對峙スルノ思想ト内國ヲ改良スルノ思想トハ殆ント其ノ胸裏ヨリ放離シ去リ唯制法改革ノ一途ニ熱中セシムルニ至ラントス是亦國家ノ不利ナリ

故ニ民智ノ度位ヲ察シ國內ノ清平ヲ謀リ制法ヲ改進シテ以テ漸次立憲ノ政ヲ布カセラルヘキ聖勅ヲ決行アラセラレンコト是則チ今日應ニ舉クヘキノ大綱應ニ立ツヘキノ根本ナリ請フ速ニ議院開立ノ年月日ヲ布告セラレ憲法制定ノ委員ヲ定メラレ議事堂ノ創築ニ著手セラレンコトヲ(開立ノ年月日第五條ニ詳記ス)

## 第二 國人ノ輿望ヲ察シテ政府ノ顯官ヲ任用セラルヘキ事

君主ノ人物ヲ任用拔擢セラル、ハ固ヨリ國人ノ輿望ヲ察セラルヘキコトナレトモ獨裁ノ治體ニ於テハ國人ノ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

輿望ヲ表示セシムルノ地所ナキカ故ニ或ハ功績ニ察シ或ハ履行ニ求メ其最國人ノ爲ニ屬望セラルヘシト叡鑒アルノ人物ヲ延用シテ政務ノ顧問ニ備ヘラル、モ是レ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ若シ政體ニ於テ國人ノ輿望ヲ表示セシムルモノ地所アランニハ其輿望ヲ察シテ以テ人物ヲ任用セラルヘキハ無論ナリ斯ノ如クセハ則チ撰拔明ニ其ノ人ヲ得テ皇室益々尊カルヘシ

立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ソ國議院是ナリ何ヲカ輿望ト謂フ議員過半數ノ屬望是ナリ何人ヲカ輿望ノ歸スル人ト謂フ過半數形ル政黨ノ首領是ナリ抑國議員ハ國人ノ推撰スル者ニシテ其ノ思想ヲ表示スル所ナルカ故ニ其推撰ヲ被ムリタル議員ノ望ハ則チ國民ノ望ナリ國民過半數ノ保持崇敬スル政黨ニシテ其領袖ト仰慕スルノ人物ハ是豈輿望ノ歸スル所ニアラスヤ然則チ立憲ノ治體ハ是レ聖主カ恰當ノ人物ヲ容易ニ叡鑒アラセ玉フヘキ好地所ヲ生スル者ニシテ獨リ鑒識拔撰ノ勞ヲ免レ玉フノミナラス國家ヲシテ常ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルヲ得ヘキナリ何トナレハ斯クシテ撰用セラレタル人物ハ人民參政ノ地所ナル國議院ニ於テ過半數ヲ占有スルカ故ニ外ニハ則チ立法部ヲ左右スルノ權ヲ握リ又聖主ノ恩寵ヲ得テ政府ニ立チ自黨ノ人物ヲ顯要ノ地ニ配布スルカ故ニ内ニハ則チ行政ノ實權ヲ操ルヲ得ヘシ是ヲ以テ内外戻ラス庶政一源ヨリ發シ事務始テ整頓スヘケレハナリ

其治體ハ立憲ニシテ其國康寧ノ慶福ヲ享ケス或ハ時トシテ紊擾紛亂ノ勢態ニ至ル列國治亂ノ迹ヲ按スルニ是等ノ不幸ニ陷入スルノ病源ハ常ニ執政者カ其地位ヲ眷戀愛惜シテ捨テ難キト當時ノ君主カ其寵遇ノ顯官ヲ罷

免シ能ハサルトヨリ立法部ニ於テ輿論ノ歸シタル政黨ノ首領ト行政顯官トノ間ニ軋轢ヲ生スルニ因ラサル者ナシ夫ノ有名ノ立憲國ナル英國ノ如キモ千七百八十二年以前ハ則是ノ如キ狀勢ナリシナリ然レトモ積年累歳ノ經驗ヨリ同年以降ハ君主モ輿望ヲ察シテ顯官ヲ揀用シ國議院中多數政黨ノ首領タル諸人ニ重職ヲ授與スルニ至レリ、然リシヨリ以來ハ政府議院ノ間ニ於テ復タ軋轢ノ迹ヲ見ルコト能ハス同國政黨ノ爭ハ常ニ議院ニ於テスルモ復タ政府ニ於テセサルニ至レリ

立憲政體ノ妙用ハ其實ニ在テ其形ニ存セス立法行政司法ノ三權分離シ人民ニ參政ノ權理ヲ附與スルハ是其形ナリ議院最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ延用シテ之ヲ顯要ノ地位ニ置キ庶政ヲ一源ニ歸セシムル者ハ是其實ナリ若シ其形ヲ取テ而テ其實ヲ捨テハ立憲ノ治體ハ徒ニ國家紛亂ノ端緒ヲ啓クニ足ルノミ然則チ前述セル君主カ人材登庸ノ責任ヨリ論スルモ一國康寧ノ政理ヨリ論スルモ列國治亂ノ實例ニ鑑照スルモ政府ノ顯官ニハ議院中ナル多數最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ任用アラセラレサル可ラス

然レトモ人智ノ薄弱ナルカ爲ニ一回ハ國民ノ輿望ヲ得タル政黨モ其施設ノ巧拙ニ因テ又衆望ヲ失ヒ議院中ノ多數勢力却テ他ノ政黨ニ移轉スルコトアルヘシ是等ノ場合ニ於テハ聖主亦衆望ヲ察セラレ新勢ヲ得タル政黨中ノ人物ヨリ更ニ顯官ヲ拔擢セラレサルヘカラス議院政黨ノ盛衰ヨリ生スル斯ノ如キ顯官ノ更迭ハ尤甚然タル秩序アルヲ緊要トス其新陳交代ノ間ニ存スヘキ順序ハ左ノ如クナランコトヲ要ス

内閣ヲ新ニ組織スルニ當テハ聖主ノ御親裁ヲ以テ議院中ニ多數ヲ占メタリト鑒識セラル、政黨ノ首領ヲ召サ

セラレ内閣ヲ組立ツヘキ旨ヲ御委任アラセラルヘシ然ルトキハ是ノ内勅ヲ得タル首領ハ其政黨中ノ領袖タル人物ヲ顯要ノ諸官ニ配置スル組立ヲ爲シ然ル後公然奉勅シテ内閣ニ入ルヘシ〔内閣ノ組立ヲ委任セラル、ハ通例政黨ノ首領ヲ可トスレトモ時トシテ其黨中自餘ノ人ニ命セラル、モ可ナリ但斯ノ如キ場合ト雖行政長ハ猶首領ナラサルヘカラス英國ニモ時トシテ此例アルヲ見ルナリ〕斯ク最盛政黨ヲ鑒識セラル、ノ時ニ於テハ政黨ニ關係セサル官方或ハ三大臣ニ顧問アラセラレンコト可ナルヘシ

内閣ヲ組立ル所ノ政黨稍ク議院ニ失勢スルトキハ政府ヨリ下附スル重大ナル議案ハ反對黨ノ爲ニ攻撃セラレ屢々議院中ニ廢案ト爲ルヘシ是則チ内閣政黨失勢ノ兆候ナリ斯ノ如キトキハ庶政一源ニ出ルコト能ハサルカ故ニ失勢政黨ハ是時ヲ以テ退職スルヲ常トスヘシ

斯ク失勢ノ兆候既ニ現然タル時ニ於テ其政黨勢威ニ眷戀シ猶ホ行政部ヲ去ラサルトキハ得勢ノ反對黨ヨリ議院ニ於テ「内閣行政ノ顯官ハ議院ニ於テ信用ヲ失ハサルヤ否」ノ決議ヲ爲サンコトヲ動議スヘシ是ノ動議ニ從ヒ取決シテ而シテ失信用ナリト決スルトキハ議院ヨリ聖主ニ奉書シ内閣已ニ信用ヲ議院ニ失フ速ニ親裁更撰アルヘキ旨ヲ請願スヘシ失勢政黨猶ホ退職セサルトキハ聖主ハ議院ノ求ニ應セラレ之ヲ罷免セラルヘシ〔英國等ノ例ニ因リ失勢ノ兆候現ハレシト同時ニ退職スルヲ常トスヘシ〕

然レトモ執政政黨既ニ議院ニ失勢現ハシ失信用ノ議決ヲ受ケント欲スルニ臨ムトモ若シ廣ク國人ノ意想ヲ察シ其實ニ我カ政黨ニ多數ノ屬望アルヲ洞識シ現在ノ國議員ハ誤撰ナリト認ムルトキハ聖主ノ允許ヲ蒙リ聖主

ニ特有シ玉フ議院解散ノ權ヲ以テ直ニ之ヲ解散シ其改撰議員ニ於テ我カ政黨ノ多數タランコトヲ望ムヘシ  
 若シ多數タラハ内閣ヲ永續セン若シ少數タランニハ則退職セサルヘカラス是ノ解散權ハ則各政黨カ最後  
 ノ依頼ト云フモ可ナリ(是權ハ最モ濫用ヲ慎ムヘシ常用スレハ大害ヲ醸ス英國ノ如キモ是例ハ兩三回ニ過キ  
 ス)

### 第三 政黨官ト永久官ヲ分別スル事

前述スルカ如ク政黨ノ盛衰ヨリ顯官ノ更迭ヲ生スルノ時ニ方リ其更迭、全部ニ及フヘキヤ將タ幾分ニ止ルヘ  
 キヤハ則チ重要ナル疑問ナリ凡ソ諸般ノ事務ハ最モ習熟ヲ要ス加フルニ官衙ノ事ノ如キ其細瑣ノ條件ハ多ク  
 舊法古例ヲ参照スルカ故ニ最少ノ費額ヲ以テ淹滞ナク最多ノ事ヲ辨セント欲スルニハ屬僚下吏ノ永續勤務ヲ  
 以テ最モ緊要ナリトス然ルニ是等ノ官吏ヲシテ常ニ政黨ト更迭ヲ與ニセシメハ其不利不便蓋シ言フ可ラサル  
 者アラン且幾萬ノ官吏其進退ヲ政黨ノ盛衰ニ繋ケハ各派軋轢ノ勢轉暴激ヲ極ムルニ至ラン故ニ官吏中ニ於テ  
 其職指命ヲ司テ細務ヲ親執セサル者ト指命ニ服事シテ細務ヲ親裁スル者トヲ區別シ甲ヲ政黨官トシテ政黨ト  
 與ニ進退シ乙ヲ永久官(則チ非政黨官)トシテ終身勤續ノ者タラシムヘシ又上等官人ノ中ニ於テ其地位重職ニ  
 在リト雖一國ノ治安公平ヲ保持スル爲ニ政黨ニ關與セシムヘカラサル者有リ是等ヲハ中立永久官ト爲シ一種  
 ノ終身官トナスヘシ(英國ノ例ニ依ル)

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

政黨官ノ種類ヲ略記スレハ參議各省卿輔及諸局長侍講侍從長等是ナリ以上ノ政黨官ハ大概議員トシテ上下院ニ列席スルヲ得ル者トス(大抵英國ノ例ニ依ル政黨官及ヒ非政黨官ノ別ハ憲法制定ノ時ニ於テ猶ホ詳議ヲ要スルカ故ニ今唯大要ヲ掲ク以下亦同シ)永久官ノ種類ハ各官廳ノ長次官局長ヲ除テ以下ノ奏任官及ヒ屬官等是ナリ是等ノ官人ハ議員タルヲ得サル者トス(同例)

中立永久官ハ三大臣(政黨ニ關與セス聖主ヲ輔佐シ泰リ内閣組立ノ爲メ最盛政黨ニ内勅ヲ下サル、時等ニ於テ顧問ニ備リ公平ニ國益ヲ慮ラレンカ爲メ其非政黨官タランコトヲ望ム且大臣三位ハ與ニ無人則闕ノ官ト定メラレテ可ナルヘシ)及ヒ軍官警視官法官是ナリ以上三種ノ職ハ皆國內ノ治安公平ヲ保持スルニ在ルカ故ニ其最不偏中正ノ令徳ヲ備ヘンコトヲ欲スヘシ若シ是等ノ官人ニシテ熱心政黨ニ關與セハ他黨ヲ厭スルカ爲メニ或ハ兵力或ハ裁判權ヲ用ヒ國內ノ治安ヲ妨ケ或ハ其公平ヲ失シ社會ノ騷亂ヲ醸生スルニ至ル是其中立不偏ヲ以テ令徳ト見做スノ所以ナリ以上ノ官人モ亦議員タルヲ許サ、ル者トス(同例)

又永久官則チ非政黨官ニシテ政黨ニ干與スルノ迹アレハ其主長タル者之ヲ退職セシメテ可ナリ何トナレハ政黨官タル主長トノ關繫ニ於テ公事ニ不利アルコト多ケレハナリ(同例)

#### 第四 宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラルヘキ事

法規已ニ立テ人之ニ依ルトキハ事輒ク定ル法規未タ立タスシテ而テ人先ツ集ルトキハ事動テ定ラス今ヤ無前ノ治體ヲ天下ニ施サレント欲スルニ當リ其完成ニ緊要ナルハ社會康寧ノ秩序ナリ嚮策一タヒ絶ユルトキハ六

馬奔逸シテ秩序容易ニ收復スヘカラス故ニ先ツ宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ是ニ依テ以テ國議員ヲ召集セラレシコトヲ欲ス右憲法ノ制定ニ付テハ内閣ニ於テ委員ヲ定メラレ速ニ著手セラレシコトヲ冀望ス

憲法ノ制定ハ重要ナル條件ニシテ就中上院ノ組織下議員ノ選舉權被選舉權等ニ至テハ最深密ノ用意ヲ要ス是等ノ諸件ハ憲法制定ノ日ニ上陳スヘキカ故ニ今是處ニ贅言セス

前述スル如ク立憲治體ノ妙用ハ多ク其實ニ存スルカ故ニ憲法ハ極テ簡短ニシテ大綱ニ止ランコトヲ要ス又憲法ハ二様ノ性質ヲ具備センコトヲ要ス二様トハ何ゾ其第一種ハ治國政權ノ歸スル所ヲ明ニスル者ナリ其第二種ハ人民各自ノ人權ヲ明ニスル者ナリ政黨ノ政行ハレテ人權ヲ堅固ニスルノ憲章アラスンハ其間言フ可ラサルノ弊害アラン是レ則チ人權ヲ詳明スルノ憲草ヲ憲法ニ添附セント欲スル所以ナリ。

##### 第五 明治十五年末ニ議員ヲ撰擧セシメ十六年首ヲ以テ國議院ヲ開カルヘキ事

立憲政治ノ眞體ハ政黨ノ政タルカ故ニ立法行政ノ兩部ヲ一體タラシメ庶政一源ニ歸スルノ好結果ヲ得ルニ至ルハ已ニ前述スル所ナリ之ヲ畢竟スルニ立憲ノ政ハ社界ノ秩序ヲ紊ラスシテ國民ノ思想ヲ平穩ニ表示セシムルニ在リ然ルニ今國內政黨無キノ時ニ於テ卒然國議院ヲ開設セハ假令一朝幾多ノ政黨ヲ生出スヘキモ其根本堅固ナラス一般人民モ亦何レノ政黨ハ如何ナル主義ヲ持張スルヤ知ル能ハスシテ政黨ノ勢威頻ニ浮沈スルコト多ガラン果シテ然ラハ其混亂紛擾ノ慘態ヲ政治上ニ現出シ夫ノ社會ノ秩序ヲ保持スルノ治具ニ因テ却テ之ヲ紊亂スルノ恐アリ戒慎セサルヘケンヤ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

政黨ノ時立セサルハ蓋シ之ヲ生スルノ地所ナケレハナリ然レトモ立憲ノ治體ヲ定メラル、ヲ公示セハ政黨ノ萌芽ヲ發生スルコト應ニ速ナルヘシ斯クシテ一歳若クハ一歳半ノ年月ヲ經過スルヲ許ルサハ各政黨ノ持説大ニ世間ニ現ハレ國人モ亦甲乙彼此ノ得失ヲ判定シテ各自ニ其流脈ヲ立ルニ至ラン是ノ時ニ於テ議員ヲ撰擧シ議院ヲ開立セハ能ク社會ノ秩序ヲ保持シテ以テ立憲治體ノ眞利ヲ收メ得ヘシ故ニ議院開立ノ布告ハ太タ速カナランコトヲ要ス開立ノ時期ハ卒然急遽ナルヘカラス是等ノ事理ニ因テ考察スレハ本年ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ十五年首若クハ本年末ニ於テ之ヲ公布シ十五年末ニ議員ヲ召集シ十六年首ヲ以テ始メテ開立ノ期ト定メラレンコトヲ冀望ス斯ノ如クンハ以テ大過ナカルヘキヲ信スルナリ

#### 第六 施政ノ主義ヲ定メラルヘキ事

凡ソ政黨ハ幾多ノ原因ヨリ成立スト雖亦專ラ施政主義ノ大體ヲ同クスルヲ以テ相結集スル者ナリ而テ政黨ノ衰盛ヲ致ス所以ノ者ハ則チ其施政主義ヲ人心ヲ得ルト否ヤトニ在リ又各政黨ガ互ニ人心ヲ得ンコトヲ望テ相攻撃スル所ノ點モ亦各自ノ主張スル施政主義ニ在リ故ニ政黨ノ争ハ則チ施政主義ノ争ニシテ其勝敗ハ則チ政主義ノ勝敗ナリ前述スルカ如ク立憲ノ治體ヲ定立セラレ國人ノ輿望ヲ察シテ政府ノ顯官ヲ任用セラル、ニ至ルトキハ則チ政黨ヲ成立セサルヘカラス政黨ヲ成立セント欲スルトキハ則チ其ノ主張スル施政ノ主義ヲ定メサルヘカラス故ニ現在内閣ヲシテ一派ノ政黨ヲ形ツクル者タラシメント欲セハ其成立ニ最緊要ナルハ則チ施チ施政主義ヲ定ムルノ一事是ナリ然ルカ故ニ國議院設立ノ年月ヲ公布セラル、ノ後ニ於テ直ニ現内閣ノ施

政主義ヲ定メラレンコトヲ切望ス施政主義ニ就テハ重信所見ノ在ルアリ他日別ニ之ヲ具陳スヘシ

## 第七 總 論

立憲ノ政ハ政黨ノ政ナリ政黨ノ争ハ主義ノ争ナリ故ニ其主義國民過半数ノ保持スル所ト爲レハ其政黨政柄ヲ得ヘク之ニ反スレハ政柄ヲ失フヘシ是則テ立憲ノ眞政ニシテ又眞利ノ在ル所ナリ若シ其形體ニ則リテ而テ其眞精ヲ捨テハ獨リ國土ノ不幸ノミナラス蓋シ又執政者ノ禍患ナリ嘗ニ執政者當時ノ禍患ナルノミナラス其戀權ノ汚名ヲ後世ニ遺傳スルニ至ラン

假令潔清白ノ心事ヲ以テ政ヲ天下ニ行フモ尙ホ或ハ戀權自利ノ心アルヲ疑ハル、ハ是レ執政者ノ通患ナリ然ルニ今ヤ立憲ノ政ヲ施サレントスルノ時ニ當リ立憲國現行ノ通則ニ反シ其眞利ヲ捨テ、而テ却テ戀權ノ痕ヲ現ハサハ執政者ニシテ焉ソ國人ノ爲ニ厭忌セラレサルヲ得ンヤ况ヤ其戀權ハ却テ速失權ノ種タルヲヤ然リト雖權勢ヲ弃却スルハ古ヨリ人情ノ難スル所ニシテ惟國家ヲ利スルニ熱渴スル者獨リ能ク之ヲ爲ス政府ニ強大ノ威力ヲ蓄フル今日ノ執政者ニシテ勢威ニ眷戀セス立憲政治ノ眞體ヲ固定セハ其德ヲ後昆ニ表示スルニ足ラン又假令社會ノ毀譽ニ關セサルモ亦自ラ顧テ以テ中心ニ快然タルヲ得ン

世人常ニ曰フ邦國ノ治亂ハ多ク政治ノ慣習ニ生スト果シテ然ラハ社會ノ秩序ヲ紊サスシテ靜穩ナル政黨更迭ノ新例ヲ定立シ政治上ニ於テハ國人ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルノ端緒ヲ啓カシコト是當今日ノ執政者カ應爲ノ急務ニアラスヤ右謹テ議ス (岩倉公實記下卷七〇二頁一七一—四頁)

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

大隈の憲法意見を要約して見ると、一、憲法は欽定たるべきこと、二、立憲政治は政黨の政であるから閣臣は必ず下院中多數政黨の領袖を以て充てらるべきこと、三、内閣の更迭と進退を共にすべき政務官は參議各省卿輔及諸局長侍講侍從長等として他は永久官となすべきこと、四、右の外太政大臣、左右大臣は内閣更迭等の場合の天皇の最高顧問として、軍官警視官法官は國內の治安公平を保持するものとして中立永久官となすべきこと等である。

しかし、これは奏議の表面に顯はれた單なる要旨に過ぎない。吾々は此の要項を生んだ裏面の思想を見逃してはならない。

大隈は奏議の諸々に於て斯様なことを言つてゐる。「立憲政治ノ眞體ハ政黨ノ政ナルカ故ニ……政府ノ顯官ニハ議院中ナル多數最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ任用アラセラレ」ねばならぬ。君主が人物を任用拔擢せらるゝに當りては固より國人の輿望を推察して爲さるゝのであるが、立憲政治に於ては國民の輿望は議員の撰擧を通して議院に表示せられるから、議院の過半数を占むる政黨を以て内閣を組織せしむれば國民の輿望に添ふことになる。私はこゝで彼の思想中特に次の三點を指摘し度い。それは立憲政治の眞體は政黨政治であるといふこと、君主が人物を任用せらるゝに當りては國民の輿望を推察して爲さるべきであるといふこと、國民の輿望は議院の多數黨によつて表示せられるといふことである。この三者は結局同一思想の異なる表現に過ぎないが、先づ其の二について言つて見れば、立憲政治は政黨政治であるといふ命題は、國家を以て個人の自由を擁護する爲の制度とな

す思想の生んだ結論である。何者、國家が統一體でなく、單に個人の自由の爲の制度であるならば、政治は國民多數の輿望に基き且つ國民自らの手に依つて爲さるべきは當然であり、國民多數の輿望を代表するものが多數黨であるならば、議會の多數黨が政局を擔當すべきは彌々當然となるからである。而して國家を個人の爲の制度と見る思想は自由主義個人主義であり、政治は國民自らの手に於て爲さるべきであると爲す思想は民主主義である。私は此の點より「奏議」の立憲主義は表面君主主義を標榜せるに拘らずその實質は民主主義に立つと言ひ度い。英國流の憲法常道論、それは結局は民主主義思想の生むだ政治論に外ならない。

顯官の任免に當りては國民の輿望を推察して爲さるべきであるとの立言も同一思想に基く。國民の輿望に基きて任免せられねばならぬといふのは、國家を個人の自由の爲の存在だと考ふるからである。個人の爲の存在と考ふるならば顯官は國民の輿望に基き國民の輿望を擔ふものを任命しなければならぬことは當然である。さうして之は個人自由主義民主主義的結論である。

國民の輿望は議院の多數黨に依りて表示せられるといふこと自體には、個人主義的民主主義の意味はない。併し、議員の選出が國民に代り國民の權利を行使せしむる爲のものであるといふことになると、之にも個人主義的民主主義の意味が加はつて來る。而も大隈で議員の選出をかくの如きものと考へてゐたらしいことは、彼が立憲政治を政黨政治であると言つてゐることから容易に推論し得る。して見ると國民の輿望は議院の多數黨に依りて表示せられるといふ命題も、個人主義的民主主義的色彩あるものといつて差支へない。

かく考へて來ると大隈の立憲主義は、大隈自身が「余ノ意見ハ決シテ伊藤ト大異アルコト無シ」と言つてゐるに拘らず、伊藤等と甚だ相違きものであり、それを、結局は民主主義に立脚し、天皇の大臣任免權を有名無實たらしむるものである。

さて、大隈の立憲主義がかくの如きものであるといふことは、十四年の政變の發生原因——大隈と他の參議、大臣との意見の相違——より考へて、政變に依つて決定した政府の制定方針が、大隈の如きものでないといふことの消極的な證據となる。即ち、政府の制定方針は前に掲げたもの以外に於て議院内閣主義でないといふこと、言ひ換ふれば大権内閣主義であるといふこと及民主主義的個人主義的自由主義的でないといふことが言ひ得られると思ふ。

此度は岩倉の意見書に依つて積極的に政府の決定方針を明かにして見よう。

岩倉の意見書はその全文を第四節に掲げたから、此處では要點を擧ぐるに止める。意見書に表はれた憲法制定に關する意見の要旨は次の通である。

- 一 憲法制定に當りては欽定憲法の體裁を用ふべきこと
- 一 帝位繼承に關する法規は別に皇室に關する憲則を制定して其の中に之を規定し、憲法の中には之を規定せざること
- 一 天皇は立法を除き議院の協賛なくして宣戰、講和、條約の締結、文武官の任免、議院の開閉、貨幣の鑄造、

恩典の授與、大赦特赦等を行ふの權を有せらるゝこと。

一 内閣宰臣たる者は議員の内外に拘らざると、内閣の組織は議院の左右する所に任せしめざること

一 大臣は天皇に對し責任を負ふこと

一 大臣執政の責任は根本の大政に係る者を除く外主管大臣のみの責に歸し連帶責任の法に依らざること

一 陸海軍は天皇親ら統率せらるゝものとなすこと

一 立法に協賛せしむる爲元老院民撰議院を設くること

一 元老院は特撰議員と華士族中之公撰議員とを以て組織すること、民撰議院の撰擧法には財産の制限を用ふ

べきこと、但し華士族には財産の制限を加へざること

一 法律の發案權は政府のみ之を有し、議院には發案權を有せしめざること

一 豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算に依り施行するを得るものとなすこと

一 各國の憲法を參酌し憲法中に人民の權利義務を規定すること

以上の諸項は更に之を要約すると欽定憲法主義、皇室自律主義、大權内閣主義、君主主義となる。其の反對は

協約憲法主義、議院内閣主義、自由主義、民主主義である。

右の中欽定憲法主義と閣臣の任命權を天皇に屬せしむべきことは大隈の奏議にも述べられてゐる。併し大隈の場合には欽定の體裁を選ぶべきことは、明治八年の聖詔にかく宣はせあるが故に之に従ひたるに過ぎない。又閣

臣の任命権を天皇に屬せしめたることも、我が國が君主國なる故に天皇の大權となしたるに過ぎない。岩倉の場合には欽定憲法主義は、國民との協約に依る憲法の制定が國民主權の思想に基き、又は國民に主權を讓與する結果となるべきことを考慮しての上のことである。換言すれば、欽定憲法主義は憲法を制定するも、主權は依然として天皇にあることを明かにする爲に採用せられてゐる。又岩倉の場合には、閣臣の任命権を天皇に屬せしめたることは、我が國に於ては議院内閣主義を採用するものに非ざることを明かにする爲になされてゐる。議院内閣主義は立法行政の實權を議院に把握せしめ、君主は單に虚器を擁するに過ぎざるものたらしむるからである。即ち岩倉の場合には、閣臣の任命権を天皇に所屬せしめたることも、憲法の制定に因り主權が國民に移轉するものに非ざること、換言すれば民主主義に變移するものに非ざること、を明瞭ならしむる爲に、特に掲げられてゐるのである。上掲要項中閣臣は議員の内外に拘らざること、内閣の組織は議院の左右するところに任せしめざること、閣臣の責任は天皇に對するものなること、その責任は單獨責任たるべきこと、豫算不成立の場合には前年度の豫算を施行し得せしむること等の各項も同趣旨に於て閣臣の地位を安固にし、天皇の閣臣任免權を議院に對し確保せんが爲の條件に外ならない。それは即ち憲法の制定に因り我が國が民立國となることを防止せんが爲である。大權の下に移るを阻止せんとする岩倉終生の苦心は此處にもはつきりと窺はれる。

皇室の自律主義。之も、帝位繼承のことは皇室自らの定めらるゝところに従ふべきで、憲法の中に之を規定することに依り、將來憲法改正の議ある際、議院を通し、國民をして之に參與せしむることは國體に反する。かく

の如きは民主國に於てのみ許さるべきことだ、とする彼の持論に基いてゐる。

議院に發案權を與へざること。是は現行憲法には採用されなかつたが、議會の本質に關する彼の考へ方は之に依つて明瞭に推知される。彼れに依れば議會は天皇の立法權の行使を翼賛する機關であつて、國民に代り國民の權利を行使する機關ではない。即ち議會は民主主義に立つものでない。故に發案權を與へない。是が彼の趣意であるらしい。他の要項と同じく飽く迄も國體を維持せんとする彼の主張の現はれの一である。

憲法中に人民の權利を規定すること。是は表面、自由主義思想に基くやうにも思はれる。けれども、議會の本質に關する岩倉の考へ方、主權の所在に關する彼の考へ方から見て、彼が自由主義的意義に於て——天賦の人權を保證することが憲法の本質的要求であるとして——憲法に之を掲げんとしたとは考へられない。彼の趣旨は、人民の權利として、國民に必要な權利を保證することに因り、國民をして各其の天分を發揮せしめ、以て國民の康福を増進し、國家の丕基を鞏固にせんとするにある。即ち、人民の權利の規定は、岩倉にありては、自由主義思想に基くのではなく、却つて國家主義に基いてゐる。彼れの主義は終始一貫非自由主義非個人主義非民主主義である。

最後に軍隊を天皇の親率し給ふ處となしたること。是は立憲上の一主義といふ程のものではない。併し我が國に於て中世兵馬の大權が臣下の手に歸したることあるに鑑み、かゝることなき様憲法に之を定めんとするものである。大權の下垂を極力防止せんとの彼れの念願の現はれの一である。

岩倉の立憲主義が如何なるものであつたかについては最早之以上に言葉を費すの必要を感じない。併し政府の決定方針を積極的に證明する資料としては、今迄岩倉の意見書唯一つを擧げたに過ぎないから、左に三條・熾仁親王・岩倉の署名ある意見を擧げて吾々の所信を立證する一助としたい。それは明治十五年二月十四日立憲政體に關する御諮詢に對し、三條・熾仁親王・岩倉の三大臣が連署して上つた奉答書である。(岩倉公實記下巻 八一七頁―八二一頁)

臣實美等誠惶誠恐謹白前日奏事ノ際親ク聖勅ヲ承ハル聖意懇ニ諭シ給フニ祖宗遺業ノ重キト立憲經畫ノ易カラザルトヲ以テシ將來國家開設ノ日ニ於テ帝國大權ノ總攬スル所何等ノ界限アル乎何等一定ノ條頃アルヲ要スル乎及所謂經畫設備ノ要領何如併セテ詳議條奏スル所アラシム臣等惶恐感激退テ意見ヲ具ヘ謹テ聖裁ヲ仰ク竊ニ各國立憲ノ制ヲ察スルニ其民ト政ヲ公ニシ天下ヲ以テ私セス憲典ヲ制立シテ上下俱ニ守ル此レ乃チ標準ノ存スル所易フヘカラサル者ニシテ其組織構成上下交關權限廣狹ノ間ニ至テハ則各國相同シキ者アリ蓋立法ノ事王室上下兩院ト之ヲ公ニシ行政ノ事專ラ王室ニ總ヘ而テ君主ハ不可干犯ノ地ニ立チ宰相代テ其責ニ任ス是レ各國ノ大ニ同シキ所ナリ憲法ニ君主ハ國權ヲ總攬スルノ大義ヲ掲ケ其總フル所ノ條款ヲ列擧セサル者アリ憲法ニ法律ノ公布法律施行ノ條規議院ノ徵集開閉中止解散外國締約宣戰讞話文武官ノ任免陸海軍ノ統率勳位ノ敘授恩赦ノ特典貨幣ノ發行等ヲ以テ專ラ君主ノ大權ニ屬シ掲クルニ正條ヲ以テスル者アリ憲法ノ明文ニ拘ハラス立法行政ノ實權ヲ擧ケテ皆議院ノ掌握ニ歸セシムル者アリ其他法律起案ノ權專ラ王室ニ屬スル者アリ或ハ兩院ニ之ヲ分ツ者アリ制可ノ權君主ノ批可セサル所ハ直ニ廢シテ行ハセサル者アリ或ハ之ヲ中止シ

テ更ニ再議ヲ待ツ者アリ内閣ヲ以テ王室ニ屬シ進退一ニ王室ノ撰フ所ニ歸スル者アリ内閣ヲ以テ議院ノ勢力  
ノ下ニ屬セシメ更代一ニ議院ノ欲スル所ニ任スル者アリ是レ各國ノ同シカラサル所ナリ臣等上祖宗以來國體  
ノ重キヲ仰キ下人民習俗ノ宜キヲ察スルニ多言ヲ待タスシテ甲乙ノ間ニ取捨シ彼レヲ斥ケ此レヲ採ルノ要領  
ヲ獲ルニ難カラサルコトヲ知ルナリ伏テ惟フ陛下ノ聖叡必既ニ瞭然洞鑑シテ之ヲ裁擇スル所アラン今略梗概  
ヲ具ヘ敢テ逐舉セサル者ハ臣等區々最モ慎重ヲ致シ後日ヲ俟テ更ニ廷議ヲ竭シ陳奏スル所アラントスルナ  
リ

昨年十月十二日ノ聖詔ノ旨ニ遵ヒ經畫設備豫メ將來ノ爲ニ規模ヲ構成スルニ至テハ臣等其重責ニ任セサルコ  
トヲ得ス窃ニ以爲ク其ノ要人心ヲ匡正スルニ在ルナリ蓋立憲ノ大綱ハ國會ヲ開設スルニ在リ國會ノ用ハ衆愚  
ノ嚮フ所ヲ采ルニ在リ故ニ國會既ニ開キテ而テ人心潰裂奔蕩收拾シ難キニ至テハ成典明條アリト雖以テ之カ  
防ヲ爲スニ足ラス世道ノ變ハ常ニ人心ニ因ル憲法ノ行ハル、ト行ハレサルト其永久易ハラサルト變動常ナキ  
ト專ラ人心ノ向背何如ト視ルナリ故ニ國家治ヲ制スルノ道他ナシ善ク人心ヲ制スルニ在ルノミ方今政府ハ漸  
進ヲ以テ標準トス而テ天下ノ人心ハ反テ急躁ヲ喜フ上下ノ情往々背キテ相馳ス蓋我國民ノ前日ニ於ケル舊俗  
自ラ安ンシ狹陋ニシテ外ヲ賤ミ數百年ノ間相因テ習ヲ成シタリシニ一朝其樊圍ヲ脱シ外國ト交際スルニ及テ  
其勢遽ニ一偏ニ競争シ進爲ニ急躁シ前事ト相反動スルニ至リ加フルニ歐洲過激ノ政論先ツ都鄙ニ浸染シ青年  
子弟新奇ニ心醉シテ迷フテ返ルコトヲ知ラサル者滔々トシテ皆是ナリ今ノ勢ニ由テ往クトキハ其ノ或ハ大局

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

ヲ敗リ大本ヲ傷ツケ寢クニ挽回スヘカラサルニ至ルモ亦測ルヘカラス此レ臣等實ニ日夜寒心シテ措クコト能ハサル所ナリ窃ニ惟フニ人心ヲ制スルノ道之ヲ既往ニ抑フルハ則其末ニシテ之ヲ冥々ノ間ニ導キ其好惡ノ由テ出ル所ヲ涵養矯正スルヲ以テ本トス故ニ今日ノ急務ハ尤教育ヲ慎ミ新進ノ輩ヲシテ平正著實先入主ト爲ラシメ浮薄偏僻ノ流ニ陥ラサラシムルニ在リ但現今ノ勢其由テ來ル所既ニ一日ノ故ニ非ラサルトキハ之ヲ匡正スル所以ノ者モ亦將ニ久シキヲ積ンテ然後ニ其功效ヲ觀ントス此レ亦大事ヲ舉行スルニ當テ必時日ヲ要スル所以ナリ

其他事ノ苟且ニ付スヘカラサル者之ヲ條舉スルコト左ノ如シ

皇有財産ハ各國ノ例ニ依リ國庫ト分別シ國會ノ毎年議定スル所ノ外ニ在ラシメ以テ皇室ノ尊嚴ニ於テ要用ナル供需ヲ缺カサルニ備フヘシ

華族ノ國ニ於ケルハ門葉相承ケ榮耀ノ恩光ニ藉ル將來上院ヲ組織シ以テ皇室ヲ環衛シ憲章ヲ維持スルニ於テ其負荷極メテ重シト謂フヘシ但封建ノ餘世々納袴ニ居リ往々暗弱廢朽ノ流タルコトヲ免レス今ノ華族ヲ以テ倚テ以テ柱石ノ責ニ任セントスルハ或ハ其實相稱ハサルコトヲ恐ル、ナリ今宜ク其子弟ヲ教育シ示スニ方嚮ヲ以テシ其志氣ヲ振作シ其精神ヲ磨勵シ學識有爲ノ人ヲシテ其間ニ興起セシムルニ足リ又稍舊制ヲ改良シ其腐朽ヲ去リ換フルニ清新ノ元素ヲ以テスヘキナリ

人民ノ上流ニ位置シ國ノ重カヲ荷フコト華族ニ次ク者ヲ士族トス而テ士族ハ制度ノ變ニ困リ新タニ其產ヲ失

ヒ其大半ハ未タ一定ノ方嚮アラス此レ尤宜ク意ヲ加ヘテ安撫勸導シ其報效ヲ收メ忠良ノ門族タラシムヘシ  
行政各部ノ權限責任監督ノ方法及選舉ノ規則並ニ秩然整頓シ條アリテ紊レス以テ立法議院ト相應答スルニ足  
ラシムヘシ而テ草創ノ餘屢改良ヲ經タリト雖仍完備ヲ缺キ未タ散漫ヲ免レサル者アリ

會計ノ一事ニ至テハ尤モ民心ノ關スル所輿論ノ指ス所タリ蓋維新ノ業徳川氏積弊ノ餘ヲ承ケ加フルニ武功文  
治一時並舉ケ陸海二軍ヲ草始シ外交ヲ廣張シ國費ノ鉅多ナル前古ノ未タ會テ見サル所タリ而テ朝廷專ラ仁慈  
ノ政ヲ敷キ稅率ヲ寬減シ農商ヲ勸獎ス蓋卑宮減膳ノ美アリテ會計仍缺乏ヲ告タルコトヲ免レサルハ其故亦知  
リ難キニ非ラサルナリ現在出入相償ハサルニ非ス而テ急ナル所ノ者ハ紙幣ノ銷却ニ在リ臣等略其方法ヲ畫策  
シ舉行スル所アラントス

以上數件臣等廷臣ト俱ニ心ヲ勞シ慮ヲ致シ力ノ及フ所ヲ盡シ成緒アルヲ期シ以テ陛下ノ盛意ニ奉答シ聊カ聖  
猷ノ美ヲ贊襄センコトヲ願フ所ナリ將ニ廷臣ト其節目ヲ審議シ逐次上奏シ以テ聖裁ヲ乞ハントス臣實美等誠  
惶誠恐頓首

明治十五年二月二十四日

太政大臣 三 條 實 美

左大臣 熾 仁 親 王

右大臣 岩 倉 具 視

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

吾々は愈々結論を陳述すべき場合に到達した。大隈の奏議と岩倉の意見書を通して見るとき、帝國憲法は明かに大権内閣主義である。それは議院内閣を否認するものではないが、議院内閣を必要とするものではない。憲法の大任責任は天皇に對するものであり、又個別の責任である。連帶責任は議院内閣制の上に生れたる責任制度であつて内閣が一政黨から成ることを前提としてゐる。内閣が一政黨より成るとき、各大臣の行ふ政策はそのまゝ政黨の政策である筈である。政黨の政策を行ふ限り、その決定に與らざりし故を以て責任を免るゝを得ない。大臣が他省大臣所管の政務につき連帶して責に任ずるのは此の理に因るのである。帝國議會は天皇の統治機關である。その権限は憲法に議會の協賛を必要としたる立法事項、豫算、其他議會の権限に屬せしめられたる事項を外にしては、特に議會に附議せられたる事項に限り之を審議し得るに止る。所謂自由立法事項につき、議會に本來協賛権ありとなすは誤である。天皇は統治權を總攬し、憲法が議會の協賛を必要としたる事項、及裁判所に委任して行はしむるを憲法上の要件としたる事項を除きてはそのすべてを親裁せらるゝ譯である。憲法は明かに大権内閣主義であり、自由主義、民主主義に反對する意味に於て君主主義である。

(未完)

附記

本號迄の要項

一、序説

二、五箇條の御誓文を通して見たる憲法の本義

三、明治八年の聖詔を中心として見たる憲法の本義

四、明治九年の國憲起創勅語と之に基き起創せられたる元老院の國憲安を通して見たる憲法の本義

(以上前號迄)

五、明治十四年の政變を通して見たる憲法の本義(本號)